



消費者問題 若年者用

自己診断クイズ

下記の質問に○×で答えてください。

契約、クーリング・オフ編

- Q1 契約はお金を払ったり、契約書にサインした時に成立する。
- Q2 契約は自分の都合でやめることができる。
- Q3 テレビショッピングを見て、商品を電話で申し込んだ場合は、クーリング・オフできる。
- Q4 新聞の定期購読契約は、どんな場合でもいつでも解約できる。
- Q5 自分は17歳だが、バイクがほしくなり、21歳とウソをついて30万円のバイクを買ったが、高くて払えない。未成年者なので契約の取消しができる。

インターネット編

- Q6 突然PC画面に「あなたのコンピュータでウイルスを検知しました！」と表示された場合には、案内に従い、表示された電話番号に電話する。
- Q7 SNS上の知り合いから「いいアルバイトがあるよ」とメールが来た。登録するために学生証の画像を送信した。
- Q8 公式マーケットのスマートフォン用アプリは審査が行われているので、不正アプリが紛れ込んでいることは絶対にない。
- Q9 インターネットでは、たとえ匿名の投稿でも投稿者個人を特定されることがある。

その他編

- Q10 消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の3桁の番号は188である。

難しかったかな？
答えは裏面じゃ。





答えあわせ
してみよう!

答えと解説

解説もしっかり
読むんじゃぞ



契約、クーリング・オフ編

Q1
答え

契約は当事者が合意すれば口約束でも成立する。

Q2
答え

原則として一度契約したものは、一方的にやめることはできない。

Q3
答え

テレビショッピングやネット通販などの通信販売は、自らすすんで行う契約のため、クーリング・オフはできない。

Q4
答え

原則として、期間の定めのある契約の場合は、中途解約できない。

Q5
答え

未成年者は成年者と比べ判断能力が不十分なため、法律で保護されているが、年齢を偽って契約した場合は、契約を取り消すことはできない。

Q6
答え

「偽警告」と呼ばれるもので、利用者の不安につけこみ、電話をさせ、サポート契約やウイルス削除の手数料を請求する手口。警告の内容はうのみにしない。

Q7
答え

SNSだけでの知り合いは、実際の社会での素性はわからない。そのような知らない人へ、安易に個人情報を教えることは危険。

Q8
答え

審査は行われているが、不正アプリが紛れ込んでいる可能性は完全には否定できない。ネットでのアプリの評価等を参考にすることも重要。

Q9
答え

プロフィールサイトや過去の投稿情報、画像などから個人を特定されることがある。

その他編

Q10
答え

正解。泣き寝入りは 188(いやや)で覚えて。